

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

### 奈良県教育委員会規則第十五号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第二号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、「及び特別支援学校を設置する学校法人」を「特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人」に、「学校法人」を「学校法人等」に改め、同条第四項第二号中「学校法人」を「学校法人等」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。